

## 様式第1号

## 会議録

会議の名称	平成25年度第1回 所沢市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	平成25年7月30日(火) 午後2時00分～午後2時40分
開催場所	市庁舎高層棟7階 研修室
出席者の氏名	伊藤通也 岩淵淑子 牛島光恵 上川兄泰 木棚照一 近藤卓夫 段 貞行 千草孝雄(職務代理)
欠席者の氏名	本田 弘(会長) 山路洋子
説明者の職・氏名	【実施機関】 市民医療センター事務部総務課長 小峯 英夫 市民医療センター事務部総務課主幹 森影 和幸
議題	(1) 諮問第57号: 医療センター施設管理事務(防犯カメラ)に係る個人情報の本人以外収集について (2) その他(報告) 平成24年度情報公開・個人情報保護制度実施状況報告 平成24年度下半期個人情報取扱事務届出書等報告
会議資料	会議次第/資料一覧 審議会委員名簿 実施機関出席者名簿 資料1 本人以外収集に関する審議会諮問書 資料2 所沢市市民医療センター防犯カメラ設置について 資料3 所沢市市民医療センター防犯カメラ取扱基準(素案) 資料4 所沢市個人情報保護条例 抜粋 資料5 平成24年度情報公開・個人情報保護制度実施状況 資料6 平成24年度下半期個人情報取扱事務届出書等報告 閲覧用資料(以下の資料は、別途配架しております) ・個人情報取扱事務届出書(H24.10.1-H25.3.31届出分) ・目的外利用等届出書(H24.10.1-H25.3.31届出分)
担当部課名	【事務局】 市民相談課長 須田 春男 市民相談課市政情報センター所長 新井 浩巖 市民相談課市政情報センター主任 藤原 隆弘 市民部市民相談課市政情報センター 電話04(2998)9206

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
須田課長	ただ今から、平成 25 年度第 1 回所沢市情報公開・個人情報保護審議会を始めさせていただきます。
職務代理	（会長欠席のため、職務代理として議事を進行する） （傍聴者 1 名の入室）
新井所長	（着任の挨拶及び資料確認を行った）
職務代理	資料はお揃いでしょうか。 それでは、本日の議事に入ります。
<b>議事（1）</b>	
<b>諮問第 57 号：医療センター施設管理事務（防犯カメラ）に係る個人情報の本人以外収集について</b>	
職務代理	実施機関の職員を入室させてください。
実施機関	（入室、挨拶を行う）
職務代理	医療センターに防犯カメラを設置し、録画をしたいとのことですが、実施機関は説明をお願いします。
小峯課長	資料 1 をご覧ください。 市民医療センターにおきましては、犯罪を未然に防止することや事件発生時の対応など、施設内のセキュリティ強化を図るため、防犯カメラによる録画を考えております。 防犯カメラの性質上、医療センターに来院される不特定多数の方の顔等の映像データを本人の同意なく収集することになります。 個人情報を収集するに当たっては、本人の同意を得て行うことが基本となりますが、不特定多数の来院者全員にあらかじめ同意を取るとは現実的ではないため、個人情報保護条例第 5 条第 3 項第 5 号の規定により審議会の意見を伺うべく、諮問を行うものです。 防犯カメラの運用方法につきましては、担当より説明させていただきます。
森影主幹	引き続き説明をさせていただきます。 まず資料 2 をご覧ください。 防犯カメラの必要性についてですが、1 点目といたしまして、様々な犯罪やリスク管理の必要性が高まっており、防犯カメラは犯罪の予防及び事件を未然に防ぐという意味で大きな効果を発揮するものと考えております。 2 点目といたしまして、市民医療センターは病院という特性から、入院患者がいらっしゃいます。入院患者の中には、痴呆症を患っている方もいらして、そうした方が徘徊等を行いますと、転倒による事故につながる場合もあり、防犯カメラを設置しておくことで、入院患者の行動を把握し、事故等を未然に防止することに繋がると考えております。 次に防犯カメラの安全性についてですが、録画装置を施錠できる電算室に設置し、鍵のかかるラックに搭載いたします。また、画像検索するためのパソコンについてはユーザー

	<p>IDとパスワードを入力しないと閲覧できない設定を行い、セキュリティの強化を図ってまいります。</p> <p>最後に本人周知についてですが、医療センターは多くの患者が来院する都合上、全ての方に確認を行うことが難しいことから、「防犯カメラ作動中」などのステッカーを貼るなどの対応をしてまいります。</p> <p>続きまして資料3をご覧ください。</p> <p>所沢市市民医療センター防犯カメラ取扱基準についてですが、第3条をご覧ください。</p> <p>防犯カメラの設置等については、出入り口通路・医局通路・病棟通路・受付会計カウンタ・電算室を考えております。また、設置につきましては、設置している旨の表示を行ってまいります。</p> <p>次に第4条をご覧ください。管理責任者及び運用責任者についてですが、管理責任者については医療センター事務部長とし、防犯カメラの取扱いに関すること、画像データの取扱いに関することをその所掌といたします。運用責任者については医療センター総務課長とし、防犯カメラの保守及び維持管理に関すること、その他管理者の指示した事務をその所掌といたします。</p> <p>次に第5条の画像データの取扱いについてですが、記録時の状態のまま保存し、加工してはならないこととし、保存期間としては1ヶ月と考えております。1ヶ月過ぎたものについては、上書き等の方法により削除をすることといたします。</p> <p>次に第6条の画像データの閲覧等についてですが、管理者が必要と認める場合に限り、管理者の指定する画像表示装置で閲覧させることとし、目的以外の利用に関しては、原則として提供してはならないことといたします。</p> <p>以上となります。</p>
職務代理	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、質疑応答に移りたいと思います。</p> <p>なお、欠席された山路委員から「特に問題の無い事例と思います」とお話しをいただいております。</p>
伊藤委員	<p>特に問題は無いと思われませう。</p> <p>民間での防犯カメラの利用は進んでおり、むしろ遅きに失するとさえ感じられます。</p> <p>医療センターの奥に保健センターや駐車場もありますし、それらの場所の防犯も考えてはいかがでしょうか。防犯カメラの範囲を広げること検討されてはいかがでしょうか。</p>
森影主幹	<p>現段階においては防犯カメラの設置がまったくないことから、まずセンター内に設置し、その後設置範囲を広げること検討していく予定です。</p>
伊藤委員	<p>こういうご時勢ですからね。</p> <p>保健センターにもいろいろな方が出入りしており、診療の方や相談に来られる方、精神的な病気で相談に来られる方、これらの方が保健センターの1階の受付に集まります。駐車場も結構広いですし、将来的にはむしろ広げていくべきだと思いますね。</p>

職務代理	既に防犯カメラの運用は始まっているのでしょうか。
小峯課長	録画についてはまだ開始しておらず、審議の結果を持って開始する予定です。
伊藤委員	準備はもう始めていらっしゃるのですね。
小峯課長	はい。
職務代理	広げていくとなると、予算も絡みますのでこの会議の所掌からは外れるかもしれませんが、所沢市では、範囲を広げていくことについて検討されているのでしょうか。
小峯課長	医療センターは企業会計で行っており、市の予算とは別となっております。今回は、その企業会計の中から出来る範囲で設置を行うとして、運用について諮問しています。 駐車場については医療センターで管理しておりますが、ほかの敷地の一部についても保健センターの予算で行っている箇所があり、そういった箇所については、協議して費用の分担を決めていくこととなります。
伊藤委員	夜間診療や休日診療がありますよね。このご時勢、駐車場の中での犯罪も結構増えていますので、そうしたことも考えると、防犯の範囲を広げたほうが市民としては安心するのではないかと思います。
職務代理	こうした議論があったということを記録しておいてください。 そのほかに何かありますか。
木棚委員	資料3の基準について、3点質問をしたいと思います。 1点目、第3条2項、防犯カメラの設置箇所に電算室が含まれていますが、この基準に含まれている必要があるのでしょうか。この基準の目的からすると、電算室を対象に含めることはその目的から少し離れるような気がいたします。 2点目、第5条2項、画像データの保存期間を1ヶ月にしたことの根拠について伺いたいと思います。後から紛争になるケースもありますので、場合によっては少し長く3ヶ月保存するなどの必要性が出てくることも考えられます。 3点目、第6条2項、画像データは条例7条2項に基づく場合を除き、目的以外には利用できないとありますが、配布された資料にはその規定がありませんので、規定を読み上げていただいてもよろしいでしょうか。
職務代理	以上3点についてお願いいたします。
森影主幹	1点目、電算室についてですが、医療情報等の個人情報がたくさん保存されています。施錠はされていますが、処理を行うための関係者の出入りもあり、防犯カメラを設置し、セキュリティを高めたいと考えています。 2点目の保存期間についてですが、色々な業者に聞いてほかの病院はどのぐらいの保存期間にしているかを確認したこと、また、自治体病院にいくつか聞いたところ、2週間から1ヶ月との回答があり、1ヶ月としたところが2件ありましたので、そのぐらいの保存期間が妥当であると考え設定しました。
新井所長	3点目については事務局より読み上げさせていただきます。 第7条第1項、実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える個人情報の利用又

	<p>は実施機関以外のものへの個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>第2項、実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供をすることができる。</p> <p>第1号、本人の同意を得ているとき。第2号、法令等の定めがあるとき。第3号、個人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。第4号、前3号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて必要があると認められるとき。</p> <p>以上でございます。</p>
職務代理	いかがでしょうか。
小峯課長	付け加えまして、1ヶ月の保存期間についてですが、保存するためのHDDの容量の都合もでございます。
木棚委員	保存期間が1ヶ月で良いものかどうか、後で紛争が起こった場合、ただし書きにより保存期間の延長はできるようですが、判断する人がなかなか大変なことになります。延長する場合の基準について例示があるほうが良いのではないのでしょうか。
上川委員	いくつかの事例を拝見させていただいたのですが、横浜市、市川市は1ヶ月、三鷹市、大和市は2週間でした。概ね1ヶ月が一般的な保存期間ではないかと思います。
木棚委員	問題が生じなければ良いですが、一般的に言えば、後から紛争になる場合は1ヶ月より後のことになることもあると思います。
小峯課長	導入した機種は、DVDへの録画機能もありますので、必要がありましたらDVDに録画を移すようにしたいと思います。
木棚委員	場合によってはそういう運用を行い、せっかく設置したのに利用できなかったということが無いように運用上工夫が必要だと思います。
上川委員	<p>いくつかよろしいでしょうか。</p> <p>まず、資料1について。目的が犯罪の未然防止や事件発生時の対応とされていますが、資料3における基準には、警察からの捜査関係事項の照会についての対応に関する規定がありません。個人情報保護条例に従うと考えてよろしいですか。</p> <p>市民医療センターのホームページに個人情報の取扱いが掲載されていますが、医療に関する情報の提供についての記載はありますが、防犯に利用する旨の記載はありませんので、確認しておきたいと思います。</p> <p>次に、個人情報の対象者の範囲について医療センターの職員とありますが、資料2においては、防犯カメラの必要性は来院者を守るためとあり、職員の記載がありません。職員には、医師・技師・看護師・事務職員が含まれていると思いますが、整合性について伺いたいと思います。医療センターが来院者で非常に込み合っていることは存じており、対象が来院者中心というのは分かりますが、確認願います。</p> <p>続いて、資料3について。防犯カメラの記録についてはコンピューターを採用していると思いますが、第5条第3項において上書き等の方法で速やかに消去と規定しています。</p>

	<p>この場合、実際にデータを上書きされるのでしょうか。コンピューターを採用した事務においては、通常、日付・場所で管理・保存され、別ファイルとして保存されると思います。上書きは磁気テープ等を念頭に置いた規定とも解釈できますが、実務面ではどうなっているのでしょうか。</p> <p>最後に、資料2において、入院患者の行動を把握し、事故を未然防止とあります。これだと誰かが24時間監視をする場所にモニターが設置されているように解釈されます。本日の説明によると、普段は録画をするだけであり、何か事件等が発生した際に管理責任者の指示のもと閲覧をするようですが、この整合性について補足をお願いします。</p>
小峯課長	<p>画像データの閲覧・提供につきましては、個人情報保護条例に基づいて対応してまいります。</p> <p>2点目の職員の扱いについては、おっしゃるとおり職員も電算室に出入りしますので、整合性を取りたいと思います。</p>
森影主幹	<p>3点目の上書きについては、HDDに上書きするようになっておりまして、1ヶ月で容量が一杯になるため、上書きをしていくことになります。</p> <p>そのため、別途保存の必要がある場合は、DVD等に移す必要があります。</p>
小峯課長	<p>日中は職員がおりますが、夜間は警備室、ナースステーション等に職員がいるだけとなります。そのため、リアルタイムで防犯カメラの映像を確認しているわけではありません。しかし、出て行った時間が分かれば患者を探すことは可能となります。</p>
職務代理	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにありますでしょうか。</p>
上川委員	<p>市民医療センター改革プランは25年度で終わると思いますが、ほかの自治体等の動きを拝見するに、市民医療センターを今後外部委託されるのでしょうか。</p>
小峯課長	<p>医療センター自体を外部委託するというのでしょうか。</p>
上川委員	<p>はい、府中の病院のように、です。</p>
小峯課長	<p>現在のところ、直営の良さを生かしていきたいと考えております。26年度以降の計画も考えておりまして、今の資源を生かしてサービスの充実に努めてまいります。</p> <p>仮に民間委託を行うのであれば、職員の異動等が大量にありますし、慎重に検討していきたいと思います。</p>
上川委員	<p>大和市の公立病院は民間委託を考えているのか、取扱基準に外部委託等をする場合は、管理者が責任を持って情報の取扱いについて継続させるとした規定がありましたので、業務委託があるのであれば、所沢市の基準にもこうした規定を考えてみてはと思います。</p>
小峯課長	<p>大和市の規定を含め、ご意見のあったものについては再度精査していきます。</p>
職務代理	<p>そのほか、ありますでしょうか。</p> <p>先ほどの質疑の中で重要と思われるものは、そのほかの団体における防犯カメラの取扱いと保存期間の問題ですが、わずかな例だけでは結論を出せない問題であると思いますので、事務局で研究をしていただければと思います。</p>

	<p>それでは、審議の結果、諮問を認めるとした答申を出すということによろしいでしょうか。</p> <p>答申書の作成については、事務局に案を出していただき、各委員にて確認を行うこととしますが、事務局はそれによろしいか。</p>
須田課長	<p>はい。防犯カメラの設置については、必要性があるため認めるとした答申によろしいでしょうか。</p>
職務代理	<p>委員の皆さんはそれによろしいですか。</p> <p>(委員一同了承)</p> <p>それでは、実施機関は退席してください。</p>
<p><b>議事(2)</b></p> <p><b>その他(報告)</b></p>	
職務代理	<p>引き続き、報告事項に移ります。</p> <p>事務局は報告事項がありましたらお願いします。</p>
新井所長	<p>はい、本日の報告事項は2件ございます。</p> <p>まず1点目、平成24年度1年間の情報公開・個人情報保護両制度の実施状況の報告をさせていただきます。</p> <p>両制度の実施状況は、それぞれの条例において公表が義務付けられており、毎年1回、広報ところざわ、ホームページ等の媒体を用いて7月ごろ公表しております。</p> <p>資料5をご覧ください。情報公開制度、個人情報保護制度、会議公開制度、の順に記載されております。</p> <p>初めに、「公文書情報公開制度の実施状況」でございますが、請求件数が323件となり、文書数は998文書ございました。平成23年度は311件受け付けており、2375文書ございましたので、大幅に減少しております。</p> <p>この理由につきましては、平成23年度は「補助金等審査委員会審査伺書及び結果通知書請求」と「各団体へ支払った補助金及び交付金の会計伝票」について、1542文書と大量の請求がございましたが、平成24年度は特定の事項に対する大量請求がなかったためでございます。</p> <p>なお、情報公開請求に対しては異議申立てがあり、答申が出されております。</p> <p>前回の審議会にて報告させていただいたことですので、詳細については省略させていただきますが、図書館の指定管理に関する書類の請求がございました。事業者の計画の一部や従業員の経歴等の非公開について不服があり、異議申立てがあったもので、簡単なスケジュール等は企業のノウハウに当たらないため公開にすること、そのほかは非公開を維持することと答申されております。</p> <p>次に「個人情報保護制度の実施状況」でございますが、請求件数は48件、78文書となり、平成23年度の58件、189文書に比べ減少しております。</p> <p>最後に会議の公開制度は、対象会議が489件、件傍聴者数は209名となり、平成</p>

	<p>23年度の479件221名と比較し、開催件数は若干増加したものの傍聴人人数は若干減少となっております。</p> <p>非公開の会議が大半をしめておりますが、対象会議が489件うち359件が、介護認定や介護給付に関する会議となり、個人情報として非公開とされております。</p> <p>続きまして、資料6個人情報取扱事務届出書等の報告をさせていただきます。</p> <p>平成24年度下半期における、個人情報を取り扱う旨の届出書は、開始変更等あわせて9件届出がございました。</p> <p>個人情報を目的以外に取扱いを行う際に届出する目的外利用等届出書は、開始変更等あわせて3件でございました。</p> <p>それぞれ一覧表を資料として用意しておりますが、個々の届出書は事務局に用意しております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
職務代理	<p>事務局からの報告が終わりました。</p> <p>ご意見やご質問がありましたらお願いします。</p> <p>(特になし)</p> <p>報告事項については終了しましたが、ほかに何かありますか。</p>
須田課長	<p>その他として特にございません。慎重なご審議ありがとうございました。</p>
職務代理	<p>それでは、本日の会議を終了いたします。</p>